第二十七条の二第四項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「特定旅客運送事業者等である」を「前項に規定する」に改め、同条第五項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、「これを」の下に「国土交通省令で定めるところにより公表するとともに、」を加え、同条第六項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同条を第二十七条の十六とする。

第三章第七節の節名中「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同節を同章第九節とする。

第三章第六節の次に次の二節を加える。

第七節　地域旅客運送サービス継続事業

（地域旅客運送サービス継続事業の実施）

第二十七条の二　地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2　地域旅客運送サービス継続実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域

二　地域旅客運送サービス継続事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）

三　地方公共団体による支援の内容

四　地域旅客運送サービス継続事業の実施予定期間

五　地域旅客運送サービス継続事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六　地域旅客運送サービス継続事業の効果

七　前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3　地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

4　地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項に規定する者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5　地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6　前三項の規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更について準用する。

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）

第二十七条の三　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ　鉄道事業法第三条第一項の許可　同法第五条第一項各号（第三号を除く。ロ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ　鉄道事業法第七条第一項の認可　同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ　鉄道事業法第十六条第一項の認可　同条第二項の基準

ニ　鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可　同条第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

四　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからヘまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからヘまでに定める基準に適合すること。

イ　軌道法第三条の特許　同条の特許の基準

ロ　軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可　同項の認可の基準

ハ　軌道法第十五条の許可　同条の許可の基準

ニ　軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。第二十七条の五において同じ。）の許可　同項の許可の基準

ホ　軌道法第二十二条の認可　同条の認可の基準

ヘ　軌道法第二十二条ノ二の許可　同条の許可の基準

六　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ　道路運送法第四条第一項の許可　同法第六条各号（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ　道路運送法第九条第一項の認可　同条第二項の基準

ハ　道路運送法第十五条第一項の認可　同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ニ　道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可　同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

七　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九　地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからヘまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからヘまでに定める基準に適合すること。

イ　海上運送法第三条第一項の許可　同法第四条各号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準